別紙２

山口県PR本部長「ちょるる」着ぐるみ借受申請書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体等名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　下記のとおり、山口県PR本部長「ちょるる」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使　用　目　的 | 行　　事　　名 |  |
| 開　催　日　時 |  |
| 開　催　場　所 |  |
| 主な参加者 |  | 来場者数 | 約　　　　　　 人 |
| 使用の概要（ちょるるの役割等） |  |
| 借 受 希 望 期 間（原則として１週間以内） | 令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日 |
| 借　用　者 | 住所 |  |
| 団体名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| オフィシャルサイトのスケジュール掲載 | 　可（　　年　　月　　日以降）・　否 |
| 事前告知（チラシ、ＨＰ等）のため、ちょるるのデザインを使用する場合 | ちょるるオフィシャルサイト（http://choruru.jp）の「ちょるるのデザイン申請」により、申請が必要です。問合せ先：山口県観光プロモーション推進室（TEL083-933-3170） |
| 備　　　　　　考 |  |

　＊申請の前に、必ず貸出機関へ在庫の有無を確認してください。

　＊イベントの内容がわかるチラシ等があれば添付してください。

　＊オフィシャルサイトのスケジュール掲載については、観光プロモーション推進室で

最終判断します。

　＊使用に当たっては、裏面の注意事項を守ったうえで使用してください。

　＊ちょるるのスケジュールの調整を行うことがありますので、出演時間が決まり次第

　　県民局に連絡してください。

着ぐるみ等の使用上の注意事項

|  |
| --- |
| ●貸出要領及び注意事項などを厳守ください。●不正な使用方法が発覚した場合、次回からの貸出をお断りすることがあります。●使用に当たっては以下の事項に十分注意してください。１　使用前　（１）「ちょるる」着ぐるみの着方（マニュアル）を熟読のこと。　（２）ＤＶＤで基本的な動作等を確認すること。（ＤＶＤ「ちょるるの動き方」に沿った事前の練習をお勧めします。）２　着脱するとき（１）着脱の際は、更衣室を確保し、関係者以外（特に子ども）の目に触れないよう注意する　　こと。（２）着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖、長ズボンを着用すること。（併せて手袋も使用した方が望ましい。）（３）着脱の際は、着ぐるみを破損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。（活動するときも同様。）（４）原則として、ちょるるに別の衣装を着せて使用することはできないこと。ただし、イベント内容等によっては認められる場合もあるので、必ず事前に観光プロモーション推進室に協議すること。３　活動するとき（１）当日の会場、天候及び体調等を考慮して適宜休憩をとり、交代要員を配置するなど、無理のない活動計画を立てること。　　 （２）会場の気温等を考慮し、こまめに水分補給を行うなど、十分な暑さ対策を講じること。（３）雨雪時は使用しないこと。　　 　　使用中に雨雪となった場合は、直ちに使用を中止し、使用後に清潔なタオル等で水気を拭き取り、十分に乾燥させること。　 （４）視界が狭いため、活動の際は誘導者を付けること。ただし、足下等が危険な場合を除き原則として手を繋いでの誘導は行わないこと。（５）幼児等にぶつかったり、倒したりする恐れがあるので、急に振り向いたり、走り出すことは避け、転倒にも十分注意すること。　 （６）「ちょるる」のイメージを保つため、品位を傷つけるような動きやポーズはしないこと。（７）着用時は声を出さないこと。ジェスチャー以外で「ちょるる」からのメッセージを伝える必要がある場合は、司会者等が「ちょるる」から耳打ちされる形で代弁すること。　 （８）誘導者は、着ぐるみをたたいたり、チャックを開けたりする人がいた場合は、直ちに制止するとともに、再発防止に努めること。（９）控室での写真撮影は厳禁であること。また、着替え途中のちょるるの撮影などは絶対に行わないこと。４　使用後　（１）消臭スプレー（無臭）等を使用し、風通しの良い場所で、十分に乾燥させること｡　（２）汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。　（３）屋外で使用した際は、靴底の汚れを必ず雑巾等で拭き取ること。　（４）破損したり部品を無くした場合は、速やかに貸出機関に申し出ること。５　その他　（１）型くずれしないよう、輸送や保管の際には取り扱いに十分注意すること.（２）十分に入る大きさの車（ライトバン、ワゴン車等）で、搬入・搬出、移動を行うこと。　（３）身長１６５㎝以下の者が着用すること。 |